

## 認証の詳細

### <家庭用簡易物干し>

#### － 目 次 －

#### 1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1 : 製造設備基準

表 2 : 検査設備基準

表 3 : 型式区分 (ロット認証と共通)

表 4 : 型式確認申請手数料

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

表 6 : 型式確認試験の有効期限

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限 (ロット認証と共通)

#### 2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

表 11 : ロット認証の申請手数料

表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

## 1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1 : 製造設備基準

製造設備	技術上の基準
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 合成樹脂成形加工設備（当該製造工程を有する場合に限る）</li> <li>2. 切断加工設備（当該製造工程を有する場合に限る）</li> <li>3. 曲げ加工設備（当該製造工程を有する場合に限る）</li> <li>4. 穴あけ加工設備（当該製造工程を有する場合に限る）</li> <li>5. プレス加工設備（当該製造工程を有する場合に限る）</li> <li>6. 溶接加工設備（当該製造工程を有する場合に限る）</li> <li>7. 研磨加工設備（当該製造工程を有する場合に限る）</li> <li>8. 組立加工設備</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 適切に成型加工ができること。</li> <li>2. 適切に切断加工ができること。</li> <li>3. 適切に曲げ加工ができること。</li> <li>4. 適切に穴あけ加工ができること。</li> <li>5. 適切にプレス加工ができること。</li> <li>6. 適切に溶接加工ができること。</li> <li>7. 適切に研磨加工ができること。</li> <li>8. 適切に組立加工ができること。</li> </ol>
<p>ただし、合成樹脂加工設備、切断加工設備、曲げ加工設備、穴あけ加工設備、プレス加工設備、溶接加工設備、研磨加工設備及び組立加工設備で製造される部品の製造技術の状況により製造することが適切であると製品安全協会が認める者から当該部品の供給を受ける者であって製品安全協会が認める者は、当該設備の一部又は全部を備えることを要しない。</p>	

表 2 : 検査設備基準

検査設備	技術上の基準
<p>1. 外観及び構造試験設備</p> <p>2.</p> <p>(1) アームの耐荷重試験設備</p> <p>(2) アームの引張試験及び曲げ試験設備</p> <p>(3) ピンチの取付け強さ試験設備</p> <p>(4) フックの取付け強さ試験設備</p> <p>(5) スタンドの耐荷重性試験設備（Ⅱ型のみ適用）</p> <p>(6) 掛け具の耐荷重性試験設備（Ⅲ型のみ適用）</p> <p>3. 耐衝撃性試験設備</p> <p>4. 定ひずみ環境応力き裂性試験設備</p> <p>5. 安定性試験設備（Ⅱ型のみ適用）</p> <p>ただし、定ひずみ環境応力き裂性試験設備及び安定性試験設備について、その試験技</p>	<p>1. 金属製直尺（JIS B 7516 昭和 57 年）又はこれと同等以上の性能を有するもの。0.5kgf が測定可能なばねばかり又はこれと同等以上の性能を有するもの。</p> <p>2.</p> <p>(1) 重錘又は荷重試験機（0.5kgf の荷重を分間加えることのできるもの。）</p> <p>(2) 重錘又は荷重試験機（アームに対し、水平方向及び鉛直方向に 10kgf の荷重を 1 分間加えることのできるもの。）及び試験に必要な治具を備えていること。</p> <p>(3) 重錘又は荷重試験機（ピンチに対し、鉛直方向に 5kgf の荷重を 1 分間加えることのできるもの。）及び試験に必要な治具を備えていること。</p> <p>(4) 重錘又は荷重試験機（フックに対し、鉛直方向に 10kgf の荷重を 1 分間加えることのできるもの。）及び試験に必要な治具を備えていること。</p> <p>(5) 重錘又は荷重試験機（スタンドに対し、鉛直方向に 10kgf の荷重を 1 分間加えることのできるもの。）及び試験に必要な治具を備えていること。</p> <p>(6) 重錘又は荷重試験機（掛け具に対し、鉛直方向に 10kgf の荷重を 1 分間加えることのできるもの。）及び試験に必要な治具を備えていること。</p> <p>3. 「家庭用簡易物干しの SG 基準」の 3 項の耐衝撃性試験が実施できる設備をそなえていること。</p> <p>4. 「家庭用簡易物干しの SG 基準」の 4 項の定ひずみ環境応力き裂性試験が実施できる設備をそなえていること。</p> <p>5. 傾斜台（15 度まで徐々に傾斜角度を上げられるもの。）</p>

<p>術の状況により、製品安全協会が試験することが適切であると認める者に定期的に当該試験を行わせている者で、製品安全協会が認める者にあつては当該試験設備を備えることを要しない。</p>	
--	--

表3：型式区分（ロット認証と共通）

要素	区分
形 状	(1) 吊下式 (2) 自立式 (3) 引掛式
構 造	(1) ピンチを有するもの (2) ピンチを有しないもの
材 質	(1) 合成樹脂性のもの (2) 金属製のもの (3) その他のもの

表 4 : 型式確認申請手数料

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<p>・申請手数料 5,500 円/型式 (税抜 5,000 円/型式)</p> <p>※ 外国からの送金時は、税抜の手数料です。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT</p>
委託検査機関	<p>◆一般財団法人化学研究評価機構 高分子・評価センター</p> <p>・型式確認試験手数料</p> <p>I 型 (吊り下げ式) のもの 39,600 円 (税抜 36,000 円)</p> <p>II 型 (自立式) のもの 48,400 円 (税抜 44,000 円)</p> <p>III 型 (引掛式) のもの 44,000 円 (税抜 40,000 円)</p> <p>ただし、ピンチがあるものにあつては、4,000 円を、フックがあるものにあつては、4,000 円をそれぞれ加算した額 (消費税別途)</p> <hr/> <p>◆一般財団法人ボーケン品質評価機構</p> <p>・型式確認試験手数料</p> <p>I 型 (吊り下げ式) のもの 20,790 円 (税抜 18,900 円)</p> <p>II 型 (自立式) のもの 27,830 円 (税抜 25,300 円)</p> <p>III 型 (引掛式) のもの 24,090 円 (税抜 21,900 円)</p> <p>ただし、ピンチがあるものにあつては、18,000 円を、フックがあるものにあつては、3,000 円をそれぞれ加算した額 (消費税別途)</p>	<p>委託検査機関が案内する方法によりお支払い願います。</p> <p>なお、委託検査機関に検査試料を送付する際は、型式確認申請の表紙のコピーを同封して下さい。</p>

・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。

- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。


表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

名称	送付先	検査試料の数
型式確認試験の申込先	一般財団法人化学研究評価機構 高分子・評価センター 大阪事業所 〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内 TEL. 06(6788)8134 FAX. 06(6788)7891	2 個／型式
	一般財団法人ポーケン品質評価機構 生活用品試験センター 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 電話 06-6577-0124	

表 6 : 型式確認試験の有効期限

適合日より 2 年間
------------

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式 (1) ラベル ① I 型(吊り下げ式) 及び III 型(引掛式)のもの	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付する方式です。台紙の寸法は 9mm×20mm です。最小交付単位は 50 枚です。</p>  <p>図 1 協会支給ラベルの場合</p>

<p>② II 型 (自立式) のもの</p>	<p>図 2 示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付する方式です。台紙の寸法は 22×22mm です。最小交付単位は 20 枚です。</p> <div data-bbox="810 416 1050 640" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">図 2 協会支給ラベルの場合</p> <p>表示を行うためには、Web からログイン後「SG マーク表示数量申請」を行い、表 8 に示す手数料額を振り込んでください。申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。</p>
<p>自社表示方式</p>	<p>製品本体の表面又は裏面に図 3 に示す SG マークを貼付、刻印又は浮き出しで表示します。</p> <div data-bbox="798 1010 1129 1256" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">図 3 自社表示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寸法：A を 100 としたときの比率で表しており、A は 3.0mm 以上です。</li> <li>・ 色彩：二色又は単色とする。</li> </ul> <p>※ 図 2 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>指定の方法により製品に SG マークを表示し、原則 1 ヶ月毎に表示実績を報告してください。</p> <p>このとき同時に表 8 に示す手数料額を振り込んでください。</p> <p>報告は、Web からログインし、「SG マーク表示数量申請」からお願いします。</p>

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<p>I 型（吊り下げ式）及びⅢ型（引掛式）のもの 2.2 円（税抜 2 円）</p> <p>Ⅱ型（自立式）のもの 11 円（税抜 10 円）</p> <p>※ SG ラベルの送付先が外国の場合には、別途送料が必要です。</p> <p>※ 外国からの送金の場合は、税抜の手数料です。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 3 0 0 4 4 7 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT</p>

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

<p>I 形（吊り下げ式）及びⅢ形（引掛式）のもの：なし</p> <p>Ⅱ型（自立式）のもの：購入日より 2 年間</p>
---



## 2. ロット認証によるSGマーク表示の場合

表10：ロット認証の委託検査機関

申請 窓口	一般財団法人化学研究評価機構 高分子・評価センター	
	ロット 認証の 申請先	<大阪事業所> 〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内 TEL. 06 (6788) 8134 FAX. 06 (6788) 7891
		<東京事業所> 〒135-0052 東京都江東区東雲2-11-17 TEL. 03 (3527) 5115 FAX. 03 (3527) 5116
	一般財団法人ポーケン品質評価機構	
	ロット 認証の 申請先	<生活用品試験センター> 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港1-6-24 電話 06-6577-0124
		毎回検査を次の機関で受検することも可能です。詳細は上記までお問い合わせください。なお、要する費用は国内の場合と同じです。 上海愛麗服装検驗修理有限公司（中国）、常州市波肯紡織検測有限公司（中国）、青島紡検驗有限公司（中国）、SGS 香港株式会社（中国）、SGS Taiwan Limited（台湾）、SGS CSTC Standards Technical Services Co, Ltd、Guangzhou Branch（中国）、SGS CSTC Standards Technical Services Co, Ltd、Hangzhou Branch（中国）、財団法人 F I T I 試験研究院（韓国）、PT. SGS INDONESIA（インドネシア）、SGS Vietnam Ltd.（ベトナム）、SGS（Thailand） Limited（タイ）
		<東京事業所> 〒135-0001 東京都江東区毛利1-12-1 TEL. 03 (5669) 1382 FAX. 03 (5669) 1387
		<中部事業所> 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄1-25-15 TEL. 052 (231) 0861 FAX. 052 (231) 6006
		<西部事業所> 〒700-0033 岡山県岡山市北区島田本町1-1-47 TEL. 086 (255) 0282～3 FAX. 086 (255) 0241

表 1 1 : ロット認証申請手数料

窓口	手数料	振込先								
一般財団法人化学研究評価機構 高分子・評価センター	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ）</p> <p>I 型（吊り下げ式）のもの 39,600 円                      （税抜 36,000 円）</p> <p>II 型（自立式）のもの 48,400 円                      （税抜 44,000 円）</p> <p>III 型（引掛式）のもの 44,000 円                      （税抜 40,000 円）</p> <p>ただし、ピンチがあるものにあつては、4,000 円を、フックがあるものにあつては、4,000 円をそれぞれ加算した額（消費税別途）</p> <p>(2) 同等性検査（①+②+③）</p> <p>① I 型（吊り下げ式）及び III 型（引掛式）のもの 2.2 円（税抜 2 円）                      II 型（自立式）のもの 11 円（税抜 10 円）</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="1" data-bbox="467 1144 1050 1328"> <tbody> <tr> <td>650以下</td> <td>7,700円（税抜 7,000円）</td> </tr> <tr> <td>651～1600</td> <td>15,400円（税抜 14,000円）</td> </tr> <tr> <td>1601～4000</td> <td>30,800円（税抜 28,000円）</td> </tr> <tr> <td>4001～10000</td> <td>46,200円（税抜 42,000円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p>	650以下	7,700円（税抜 7,000円）	651～1600	15,400円（税抜 14,000円）	1601～4000	30,800円（税抜 28,000円）	4001～10000	46,200円（税抜 42,000円）	委託検査機関が案内する方法によりお支払い願います。
650以下	7,700円（税抜 7,000円）									
651～1600	15,400円（税抜 14,000円）									
1601～4000	30,800円（税抜 28,000円）									
4001～10000	46,200円（税抜 42,000円）									

<p>一般財団法人ボ ーケン品質評価 機構</p>	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表5と 同じ） I型（吊り下げ式）のもの 20,790円 （税抜 18,900円） II型（自立式）のもの 27,830円 （税抜 25,300円） III型（引掛式）のもの 24,090円 （税抜 21,900円） ただし、ピンチがあるものにあつては、 18,000円を、フックがあるものにあつては、 3,000円をそれぞれ加算した額（消費税別 途）</p> <p>(2) 同等性検査（①+②+③） ① I型（吊り下げ式）及びIII型（引掛式）の もの 2.2円（税抜 2円） II型（自立式）のもの 11円（税抜 10円） ② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="1" data-bbox="459 1041 1050 1227"> <tr> <td>650以下</td> <td>11,000円（税抜 10,000円）</td> </tr> <tr> <td>651～1600</td> <td>17,600円（税抜 16,000円）</td> </tr> <tr> <td>1601～4000</td> <td>30,800円（税抜 28,000円）</td> </tr> <tr> <td>4001～10000</td> <td>44,000円（税抜 40,000円）</td> </tr> </table> <p>③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の 規程に基づく額）</p>	650以下	11,000円（税抜 10,000円）	651～1600	17,600円（税抜 16,000円）	1601～4000	30,800円（税抜 28,000円）	4001～10000	44,000円（税抜 40,000円）	
650以下	11,000円（税抜 10,000円）									
651～1600	17,600円（税抜 16,000円）									
1601～4000	30,800円（税抜 28,000円）									
4001～10000	44,000円（税抜 40,000円）									

- ・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

表示方式	表示方法
<p>協会支給ラベル方式 (1)ラベル ① I 型(吊り下げ式)及び III 型(引掛式)のもの</p>	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付する方式です。台紙の寸法は 9mm×20mm です。最小交付単位は 50 枚です。</p> <div data-bbox="799 607 1054 712" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図 1 協会支給ラベルの場合</p>
<p>② II 型(自立式)のもの</p>	<p>図 2 示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付する方式です。台紙の寸法は 22×22mm です。最小交付単位は 20 枚です。</p> <div data-bbox="815 1211 1050 1435" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図 2 協会支給ラベルの場合</p> <p>表示を行うためには、Web からログイン後「SG マーク表示数量申請」を行い、表 8 に示す手数料額を振り込んでください。申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。</p>

<p>自社表示方式</p>	<p>製品本体の表面又は裏面に図3に示すSGマークを貼付、刻印又は浮き出しで表示します。</p> <div data-bbox="798 369 1129 616" data-label="Image"> </div> <p>図3 自社表示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寸法：Aを100としたときの比率で表しており、Aは3.0mm以上です。</li> <li>・色彩：二色又は単色とする。</li> </ul> <p>※ 図2に示す意匠は、登録後ai形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>指定の方法により製品にSGマークを表示し、原則1ヶ月毎に表示実績を報告してください。 このとき同時に表8に示す手数料額を振り込んでください。 報告は、Webからログインし、「SGマーク表示数量申請」からお願いします。</p>
---------------	---

【作成・改正履歴】

2023/12/25：改定